

はじめに

服部年金電話相談室では、契約に基づき全国の金融機関から公的年金に関する相談を受けています。本書は、この電話相談室に社会保険労務士事務所や金融機関から寄せられた公的年金に関する相談事項や、筆者が長年の各金融機関での相談業務を通じて体験した相談事例をまとめたものです。筆者や社会保険労務士の先生方、金融機関の職員の方々が、年金相談の場面で受けたさまざまな相談への回答と解説をまとめたものであり、公的年金制度全般を網羅した「公的年金制度についての Q&A」ではありません。現場で相談を受ける頻度が高く、また、その回答・解説に困ることが多い相談事項を中心に取りまとめた、実際の現場で役立つ1冊です。

実際の現場で出てきた疑問・相談なので、同じような内容も繰り返し出します。同じ公的年金制度に関する相談でも、相談者やその配偶者の生年月日や公的年金制度への加入歴によって、疑問も、その疑問への回答も、さまざま変化するためです。現場で相談を受ける頻度が高い内容については、多少の重複はいとわず相談事例を収録し、繰り返し説明・解説しましたので、年齢や年金加入歴によって異なる、“生きた”年金相談の現場を感じていただけると思います。

また、冒頭には、金融機関での年金相談会の進行の仕方も掲載しました。1人ひとり、1組ひとくみごとの人生が違うため、相談内容も千差万別であり、「これが正しい」という年金相談の進め方はありませんが、1つの事例として読み進めていただき、よりスムーズに相談会を進め、よりご相談者・金融機関の満足度を高めるためのヒントを得ていただければと思います。

このような特長から、本書は、これから公的年金の請求手続等にも力を入れたいと考える社会保険労務士の先生方や、金融機関の年金担当者にとって、公的年金の実務内容を理解して現場力につけるためにお役立ていただけるものと思います。また、年金相談会や、ご相談者・顧客との会話をよりスムーズに進めるためにも最適です。公的年金の支給開始年齢前後の方々の、年金に関する疑問を少しでも解消するための一助としてご使用いただければ幸いです。

目 次

はじめに――――――――――――――――――――――――――――――	i
目 次――――――――――――――――――――――――――――――	ii
第1章 個別年金相談会の概要――――――――――――――――	1
第2章 「ねんきん定期便」の相談事例――――――――――	51
第3章 老齢年金の相談事例――――――――――――――	95
第4章 長期特例・障害者特例の相談事例――――――――	157
第5章 加給年金と振替加算の相談事例――――――――	177
第6章 在職老齢年金の相談事例――――――――――	221
第7章 厚生年金基金の相談事例――――――――――	241
第8章 繰上げ・繰下げ請求の相談事例――――――――	261
第9章 雇用保険と年金の相談事例――――――――	315
第10章 共済年金と一元化の相談事例――――――――	349
第11章 障害年金と老齢年金の併給の相談事例――――	385
第12章 遺族年金と老齢年金の相談事例――――――	423
第13章 裁定請求手続と添付書類の相談事例――――	477
第14章 年金と税金関係の相談事例――――――――	531
第15章 10年短縮年金の相談事例――――――――	561

第1章 個別年金相談会の概要

1 「年金相談会」の意義	2
2 金融機関での年金相談	6
3 実際の相談会の開催	8
ステップ1 事前に確認する一般的な内容	/9
ステップ2 公的年金の受給方法	/28
ステップ3 顧客の個別案件を聞き取る	/44
ステップ4 「年金相談シート」を完成させる	/46

第2章 「ねんきん定期便」の相談事例

Q1 相談頻度★★★ 「ねんきん定期便」と加入期間	52
Q2 相談頻度★★★ 滞納期間の記載と60歳以降の国民年金への任意加入	58
Q3 相談頻度★★★ 年金の加入月数の計算方法	63

Q4 相談頻度★★	67
加入履歴が国民年金のみの方の「ねんきん定期便」	
Q5 相談頻度★★	71
厚生年金基金加入者の年金見込額	
Q6 相談頻度★	76
60歳・61歳時に届く「ねんきん定期便」の差額加算	
Q7 相談頻度★★	82
厚生年金基金と基金番号	
Q8 相談頻度★★★	87
「年金請求書（事前送付用）」の記入方法	

第3章

老齢年金の相談事例

Q9 相談頻度★★	96
失業などで無収入のときの国民年金保険料	
Q10 相談頻度★★	100
20歳以降の学生の国民年金保険料	
Q11 相談頻度★★	105
滞納期間がある場合の年金受給額	
Q12 相談頻度★★★	108
60歳以降の任意加入と付加年金	
Q13 相談頻度★★	113
国民年金の付加保険料の特例納付	

Q14 相談頻度★★★	118
老齢基礎年金のみの人の受給方法	
Q15 相談頻度★★	122
国民年金の特例任意加入と繰下げ請求	
Q16 相談頻度★★	126
3号不整合期間による特定期間	
Q17 相談頻度★★★	130
厚生年金の長期加入者特例	
Q18 相談頻度★★★	133
在職老齢年金の支給調整	
Q19 相談頻度★★	135
夫が65歳以降も働く場合の妻の保険料	
Q20 相談頻度★★★	138
被扶養配偶者がいる場合の厚生年金保険の資格喪失と 加算額	
Q21 相談頻度★★★	142
加給年金の過払い	
Q22 相談頻度★★	146
老齢基礎年金の繰上げ受給者が60歳以降初めて 厚生年金保険に加入した場合	
Q23 相談頻度★★★	149
老齢年金の時効計算	
Q24 相談頻度★	152
特別永住者とカラ期間	

第4章 長期特例・障害者特例の相談事例

Q25 相談頻度★★★	158
長期加入者特例と60歳以降の働き方	
Q26 相談頻度★★★	164
「長期加入者特例」該当者が再就職する場合	
Q27 相談頻度★★	167
短時間労働者の適用拡大による長期加入者特例の緩和措置	
Q28 相談頻度★★★	172
障害者の特例請求（3級以上の障害年金該当者）	

第5章 加給年金と振替加算の相談事例

Q29 相談頻度★★★	178
加給年金と振替加算	
Q30 相談頻度★★	182
加給年金と振替加算の請求手続	
Q31 相談頻度★★★	186
長期加入者特例と再婚による加給年金の受給	
Q32 相談頻度★★	189
加給年金額加算開始事由該当届と 老齢基礎年金額加算開始事由該当者	

Q33 相談頻度★★★	195
夫が年下の場合の振替加算の請求手続	
Q34 相談頻度★★★★	199
年金の請求時期と加給年金の過払い	
Q35 相談頻度★★★★	203
失業給付受給中の加給年金	
Q36 相談頻度★★★	207
繰上げ受給と加給年金	
Q37 相談頻度★★★★	211
加給年金・振替加算の加算事例	

第6章 在職老齢年金の相談事例

Q38 相談頻度★★★★	222
在職老齢年金の調整の仕組み	
Q39 相談頻度★★★★	227
加給年金の加算と配偶者の在職老齢年金額	
Q40 相談頻度★★★★	232
末日退職した場合の在職老齢年金額と退職改定	
Q41 相談頻度★★★★	235
年金事務所で取得した在職老齢年金の見込額画面と その見方	

第7章 厚生年金基金の相談事例

Q42 相談頻度★★	242
厚生年金と厚生年金基金、企業年金の違い	
Q43 相談頻度★★	244
厚生年金基金と年金証書の年金額	
Q44 相談頻度★★	248
厚生年金基金の請求手続	
Q45 相談頻度★	252
厚生年金基金の請求漏れ	
Q46 相談頻度★	256
企業年金連合会の年金の支払月	

第8章 繰上げ・繰下げ請求の相談事例

Q47 相談頻度★	262
60歳での繰上げ請求	
Q48 相談頻度★★★	265
繰上げ請求の注意点	
Q49 相談頻度★★	268
繰上げ請求と遺族年金	

Q50 相談頻度★★★	274
老齢基礎年金の繰上げと在職老齢年金、失業給付	
Q51 相談頻度★★	278
支給開始年齢前の繰上げ請求（退職後の事例）	
Q52 相談頻度★	283
支給開始年齢前の繰上げ請求（在職中の事例）	
Q53 相談頻度★★	288
65歳以降の任意加入と繰下げ請求	
Q54 相談頻度★★	293
66歳以降の老齢基礎年金の繰下げ受給	
Q55 相談頻度★★★	297
国民年金の繰上げ・繰下げの損益分岐点	
Q56 相談頻度★★★	302
繰下げ待機中の遺族厚生年金	
Q57 相談頻度★★	306
老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰下げと請求手続	
Q58 相談頻度★★	309
繰下げ待機の勘違い	

第9章 雇用保険と年金の相談事例

Q59 相談頻度★★★	316
60歳以降の失業給付と老齢年金との調整	

Q60	相談頻度★★★	322
失業給付の待期が月をまたぐ場合の年金との調整		
Q61	相談頻度★★★	323
年金請求時の雇用保険被保険者証の添付		
Q62	相談頻度★★	326
失業給付と年金との調整		
Q63	相談頻度★★	329
失業給付と事後精算		
Q64	相談頻度★★★	333
失業給付と共に済年金		
Q65	相談頻度★★	336
65歳前後で退職した場合の雇用保険と年金の調整		
Q66	相談頻度★★★	340
在職老齢年金と高年齢雇用継続給付		
Q67	相談頻度★★	344
在職老齢年金と高年齢雇用継続給付金を受給中、 賃金が低下したら年金も減額した事例		

第10章 共済年金と一元化の相談事例

Q68	相談頻度★★★	350
共済期間のある女性の年金請求手続		

Q69 相談頻度★★★ 一元化後の退職改定	352
Q70 相談頻度★★★ 一元化前後の加給年金	354
Q71 相談頻度★★★ 一元化前後の振替加算	359
Q72 相談頻度★★ 一元化後の加給年金	363
Q73 相談頻度★ 受給資格年数と加給年金	367
Q74 相談頻度★★ 單一共済者と混合共済者の65歳時の請求手続	371
Q75 相談頻度★★★ 共済年金の退職一時金と返還	374
Q76 相談頻度★★ 農林年金の退職一時金と特例一時金	378

第11章 障害年金と老齢年金の併給の相談事例

Q77 相談頻度★★★ 障害年金請求のポイント	386
Q78 相談頻度★★ 65歳以降の障害年金	390

Q79	相談頻度★★	
障害基礎年金と老齢・遺族年金の併給		
Q80	相談頻度★★	399
障害基礎年金額改定と後納制度		
Q81	相談頻度★	403
障害基礎年金と国民年金保険料の還付		
Q82	相談頻度★★	407
老齢年金と障害年金の選択		
Q83	相談頻度★★★	414
65歳以降の障害年金と老齢年金		
Q84	相談頻度★	418
65歳以降の障害厚生年金と老齢厚生年金の併給		

第12章 遺族年金と老齢年金の相談事例

Q85	相談頻度★★★	424
遺族年金の受給要件		
Q86	相談頻度★★	428
再婚後の遺族年金		
Q87	相談頻度★★★	433
父子家庭に支給される遺族年金		
Q88	相談頻度★★★	438
65歳以降受給額が減少した遺族年金の事例		

Q89 相談頻度★★★	442
遺族厚生年金と老齢年金	
Q90 相談頻度★★	445
遺族厚生年金受給中に10年短縮年金の請求書が送付された事例	
Q91 相談頻度★	451
子の死亡による親への遺族給付	
Q92 相談頻度★★★	456
国民年金受給者の遺族給付と未支給年金	
Q93 相談頻度★★	459
遺族厚生年金と未支給年金の請求	
Q94 相談頻度★★★	462
国民年金の死亡一時金	
Q95 相談頻度★★★	465
寡婦年金の受給権	
Q96 相談頻度★★★	469
寡婦年金と老齢年金の選択	
Q97 相談頻度★	473
旧法の遺族年金と自分の年金	

第13章 裁定請求手続と添付書類の相談事例

Q98 相談頻度★★★	478
年金請求書の書き方と注意点	

Q99 相談頻度★★★	485
老齢年金の添付書類について	
Q100 相談頻度★★	488
60歳時点の日本年金機構からの送付書類	
Q101 相談頻度★★	491
年金請求書の送付時期と年金請求手続	
Q102 相談頻度★★	494
65歳以降に初めて厚生年金保険に加入する場合の手続き	
Q103 相談頻度★★★	496
共済組合期間のある方の年金請求手続	
Q104 相談頻度★★★	501
「受取機関変更届」の書き方と失敗事例	
Q105 相談頻度★★★	507
「65歳ハガキ」の書き方	
Q106 相談頻度★	512
65歳以降の支給額変更通知（「合計額0円」の通知）	
Q107 相談頻度★★★	516
年金受給者に届く書類	
Q108 相談頻度★	521
国民年金の後納制度	
Q109 相談頻度★★★	525
年金手帳と加入期間	

第14章 年金と税金関係の相談事例

Q110 相談頻度★★★ 扶養親族等申告書	532
Q111 相談頻度★★★ 「年金請求書」と「扶養親族等申告書」の提出	535
Q112 相談頻度★★★ 年金からの特別徴収税	540
Q113 相談頻度★★★ 年金額からの源泉徴収額の検算	544
Q114 相談頻度★★★ 平成30年税制改正による扶養親族等申告書	549
Q115 相談頻度★★★ 平成30年分の「扶養親族等申告書」	554

第15章 10年短縮年金の相談事例

Q116 相談頻度★★★ 「10年短縮年金」とは	562
Q117 相談頻度★★★ 10年短縮年金の年金請求書記載履歴	566

Q118 相談頻度★	569
10年短縮年金の繰下げ請求	
Q119 相談頻度★★	573
10年短縮年金の老齢年金請求手続	
Q120 相談頻度★	576
10年短縮年金と国民年金の未納期間	
Q121 相談頻度★★	579
国民年金の特例任意加入と振替加算	
Q122 相談頻度★★	582
時効特例法による遡及事例	

平成27年10月の被用者年金一元化の施行以来、各共済組合期間や共済年金は「厚生年金」に準じて名称が改称されました。しかし、本書では、煩雑を避けるため、共済加入期間等を「共済組合（期間）」と旧名称で記載しています。ご了承願います。

第1章

個別年金相談会の 概要

1

「年金相談会」の意義

昨今、公的年金の話題がマスメディアを賑わしています。平成29年度後半から31年度にかけてだけでも、「受給資格期間の短縮」「振替加算の支給漏れ」「扶養親族等申告書再度の変更」「外部委託のデータ入力ミス」「源泉徴収税額の間違い」「マイナンバー一部実施と再延期」……さまざまな話題があり、「年金」というキーワードが新聞・雑誌やテレビに登場しない日はないほど注目を集めています。「60歳以降の方々が集まった際の話題は、年金・仕事・健康・孫」といわれますが、公的年金に対する関心・問題意識はより一層高まっているといえるでしょう。

特に大きなトピックとして、「ねんきん定期便」が挙げられます。老後を支える大きな柱である公的年金は、長い期間保険料を納付することで受給資格が生まれ、年金額が確定されます。納付した保険料の管理は国（旧社会保険庁や日本年金機構）が行っていますが、支給開始年齢に達した時に自分の年金記録の一部が「消えた年金」「宙に浮いた年金」になっていた事実に直面するようなケースもありました。そこで今は、すべてを国（日本年金機構）に任せることではなく、自分自身で定期的に年金の加入歴を確認するようになりました。過去の年金制度への加入履歴や将来の年金額などを確認できる「ねんきん定期便」が送付されるようになって10年の月日が流れました。毎年送付される「ねんきん定期便」のおかげで、公的年金

自身の年金を理解することが、老後の生活設計につながります。その一助となるのが「年金相談会」です。



がより身近に感じられるようになっているのではないか。どうでしょうか。

しかし、公的年金については、新聞・雑誌・テレビや周りからの情報を、いろいろと自分本位に解釈してしまう方も多いようです。せっかく「ねんきん定期便」が送られてきても、そこに記載されている年金情報を正しく読み取っていない方もいます。関心・問題意識の高さとはうらはらに、年金制度についての勘違いや間違った思い込みをしている方も多く見受けられるのが現状です。そのせいで請求時期を逸してしまい、年金が受け取れなくなってしまったという方もあります。

では、きちんと年金を受け取るためにには、どうしたらよいのでしょうか。大切なのは、正しい知識を身につけ、その知識に基づいて今まで加入してきた年金制度の履歴を再確認することです。そのために最大限活用すべきなのが、「ねんきん定期便」です。加入履歴を正しく把握することで、支給開始年齢時やその後の働き方による年金額の推移がわかり、退職後のライフプランを立てることも可能となります。

近年は、少しずつ、高校や大学で公的年金の授業が実施されるようになりました。しかし、まさにこれから年金を受給しようとする還暦を迎える世代では、学校教育で公的年金について学んだ人は、ほとんど皆無ではないでしょうか。また、定年年齢間近の方や再雇

用者を対象にした、企業や行政での公的年金に関する説明・相談などの機会も、決して多くはないようです。そのような中で公的年金を理解するには、年金の専門家から助言を受けることが必要です。

しかし、公的年金の唯一の国家資格者である社会保険労務士の個人事務所での相談となると、費用が発生する場合もあり、敷居が高いものです。そのような場合に活用できるのが、費用負担なく助言を受けることのできる、一般に各公的機関が実施している「年金相談会」です。個人を対象にした公的年金の相談ができる場には、次のような種類があります。

【役所など公的機関が行うもの】

- ①市区町村役場などの一部スペースを使っての年金相談
- ②市区町村の業務の一環としての訪問による年金相談

【社会保険労務士会が行うもの】

- ①行政協力として各年金機構での年金相談
- ②ターミナルやショッピングセンターの一部スペースを借りての年金相談
- ③年金事務所や街角の年金相談センターにおける窓口での年金相談

【金融機関が行うもの】

- ①各金融機関における個別の年金相談

役所などが行う相談業務は、年金担当の職員や社会保険労務士が担当します。各都道府県の社会保険労務士会委託の相談業務も、地域の社会保険労務士が行います。年金事務所での相談は、大混雑により、順番待ちで数時間かかった時期もありました。現在は、予約制度が実施されています。事前に予約を取ることで、待ち時間なく相談を受けることができます（ただし、地域によっては、予約ができたものの実際の相談は数日以上あとになるケースもあるようです）。

年金事務所や街角の年金相談センターでは、顧客の年金情報を日本年金機構のウインドウ・マシン（WM）で確認することができるので、受け取れる年金額や過去の加入履歴の確認作業が正確にできます。年金事務所・街角の年金相談センター以外での年金相談は、相談者が持ってくる書類等を参考にしながらの相談になります。地域に根ざした身近な相談の場になるケースが多いようです。

本書では、金融機関の依頼に基づく年金相談業務の内容を確認していきます。

2

金融機関での年金相談

公的年金は、加入期間や保険料の納付期間などによって年金額が決まります。また、夫婦の生年月日や加入歴によっては、年金額が大きく変わる場合もあります。年金相談では、1人ひとりのお客様に対して、個別の状況に応じたわかりやすい説明をすることが求められます。そのためには、年金の知識があることは当然として、請求手続や各制度間のつながりなどの実務一般を身につけていることも求められます。お客様の、「いつから」「いくらの」年金を受け取れるのか、という疑問に答えるためには、働きながら受け取る場合の年金額の調整や退職後の雇用保険との調整、健康保険および各種税金関係など、さまざまな分野の知識が必要です。

親身に対応することも大切です。相談会にいらっしゃる方はほとんど、公的年金に対してさまざまな不安や心配ごとを抱えています。巷に氾濫している公的年金の情報を自分の身に置き換えた際、勘違いや誤った思込みをしてしまう方もいます。不安や心配、勘違いや思込みの「原因」を突き止めて解消し、満足していただける相談会にすることが必要です。個々の相談内容に対し、多くの付加価値をつけた説明・回答をしましょう。

金融機関の相談会は、金融機関が場所を提供して、職員が集客も行います。社会保険労務士として金融機関の相談会を担当する場合は、「金融機関が何を目的として相談会を開催するのか」を意識し

著者略歴

河野 一郎 (かわの いちろう)

昭和30年東京生まれ。現在は東京都昭島市に在住。

私鉄電鉄の自動車事業部を経て、平成13年に社会保険労務士事務所を開業。全国の各金融機関において年金セミナー・年金研修・年金相談会の講師を務める。あわせて、株式会社服部年金企画の年金相談室長として、全国の金融機関等からの電話・FAX・メールによる相談への対応業務に従事。

本書掲載の図表等は、著書である下記の服部年金企画の図書にも掲載されています。あわせて活用いただき、実務にお役立てください。

- 年金基礎研修ノート 平成31年度版
- 年金相談会資料集 平成31年度版

URL ▶ <http://www.hattori-nenkin.co.jp/>